

4月1日から

富士市屋外広告物条例を施行しました

富士市屋外広告物条例の上乗せ基準説明会を開催

市は、富士市の情勢に見合った許可基準となる「富士市屋外広告物条例」を定めました。富士山の眺望を生かした安全で美しい街並みをつくりましょう。

各区域独自の上乗せ基準

「富士市屋外広告物条例」に基づき、良好な景観形成が特に重要となる区域を「景観形成型広告整備地区」として指定していきます。指定した区域には、地域の景観との調和を図るため、各区域独自の上乗せ基準を定めます。

これに当たり、住民の皆さんの意見を反映するため、該当区域ごとに上乗せ基準の説明会を開催します。日程は下記をごらんください。

申し込み

各説明会の前日までに、直接または電話・ファクス・Eメールに、氏名(会社名)、参加人数、連絡先を記入し、建築指導課へ

※駐車場が限られているため、当日はできるだけ公共交通機関や乗り合わせの上お越しください。

屋外広告物は許可を受けてから設置しましょう

一定の表示面積を超える広告は、条例に基づく許可・更新が必要です。許可基準は、設置する地域によって異なりますので、詳しくは建築指導課にお問い合わせください。

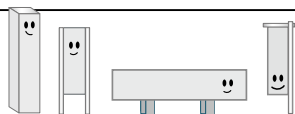
また、許可基準・規制地域図は市ウェブサイトをごらんください。

● 景観形成型広告整備地区説明会 ●

区域	とき	ところ
第二東名IC(インターチェンジ)周辺地区	6月11日(月) 19:00	丘まちづくりセンター
富士駅前地区	6月12日(火) 19:00	富士駅南まちづくりセンター
国道469号線	6月13日(水) 19:00	大淵まちづくりセンター
富士見台住宅団地地区	6月14日(木) 19:00	富士見台まちづくりセンター
富士市役所周辺地区・富士見大通り★	6月18日(月) 19:00	吉原まちづくりセンター
新富士駅周辺地区・富士見大通り★	6月19日(火) 19:00	田子浦まちづくりセンター
富士中部地区・富士見大通り★	6月21日(木) 19:00	富士北まちづくりセンター

※富士見大通りは★印のある3か所で行います。

※詳しい指定区域図は、市ウェブサイトをごらんください。



問い合わせ 建築指導課 ☎55-2909 ☎53-2773 E:kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

住宅用火災警報器を

設置しよう

市内の住宅用火災警報器設置率は、現在約7割です。

大切な家族の命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

● 火災を感じし音で知らせる

火災の発見は、目・耳・鼻などの五感で気づくことがほとんどです。しかし、テレビを見ていたり寝ていたりするときは、火災の発見がおくれまます。

住宅用火災警報器は人のかわりに火災を発見し、ブザーや音声で知らせてくれる機器です。光の出る補助警報装置もあります。

● 一年に一度点検を

せっかく設置した住宅用火災警報器も、いざというときにきちんと動かなければ意味がありません。本体には点検用のひもやボタンがついています。一年に一度は取扱説明書を読みながら点検をしましょう。

● 住宅用火災警報器

Q&A

■どこで販売しているの？

ホームセンターや電気店などで販売しています。価格は、種類や機能・製造会社などによって異なりますが数千円です。詳しくは各店舗へお問い合わせください。

■どこに設置するの？

寝室です。設置位置は原則として天井、または壁です。
※寝室が2階以上にある場合は階段にも設置が必要です。

※台所には設置義務はありませんが、出火の可能性が高い場所なので、設置をお勧めします。

■どんな種類があるの？

煙式と熱式がありますが、台所以外は煙を感知するタイプの煙式を設置してください。



しょうた しょうた
住警器 消太
(推進シンボル
キャラクター)

問 消防本部予防課 ☎(55) 280509 FAX (53) 4633
 合 中央消防署 ☎(55) 2961 FAX (52) 1147
 西消防署 ☎(63) 7000 FAX (64) 5469